

北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き

(建設工事編)

第4回改定 新旧対比表

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

新旧対比表

ページ	現行	改定後																																																																																																												
P8	<p>表－2 自治体が個別に定める資格要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th><th>自治体名</th><th>営業年数のこと</th><th>完成工事高のこと</th><th>その他の要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">オホーツク</td> <td>北見市</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。</td><td>経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>網走市</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。</td><td>経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>紋別市</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。</td><td>経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各 営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>美幌町</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。</td><td>経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>斜里町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>清里町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>小清水町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>訓子府町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>滝上町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>西興部村</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいるこ と。</td><td>審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完 成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>雄武町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>大空町</td><td>審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。</td><td>経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算 期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。</td><td>経営状況が健全であると認められる者でないこと。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。</td></tr> </tbody> </table> <p>経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。</p>	地域	自治体名	営業年数のこと	完成工事高のこと	その他の要件	オホーツク	北見市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。		網走市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。		紋別市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各 営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。		美幌町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。		斜里町				清里町				小清水町				訓子府町				滝上町				西興部村	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいるこ と。	審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完 成工事高を有していること。		雄武町				大空町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算 期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。	経営状況が健全であると認められる者でないこと。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。	<p>表－2 自治体が個別に定める資格要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th><th>自治体名</th><th>営業年数のこと</th><th>完成工事高のこと</th><th>その他の要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">オホーツク</td> <td>北見市</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。</td><td>経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>網走市</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。</td><td>経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事に ついては市内業者に限り、工事完成高の有無は問わないものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>紋別市</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。</td><td>経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各 営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>美幌町</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。</td><td>経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>斜里町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>清里町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>小清水町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>訓子府町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>滝上町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>西興部村</td><td>審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいるこ と。</td><td>審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完 成工事高を有していること。</td><td></td></tr> <tr> <td>雄武町</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>大空町</td><td>審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。</td><td>経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算 期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。</td><td>経営状況が健全であると認められる者でないこと。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。</td></tr> </tbody> </table> <p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事に ついては市内業者に限り、工事完成高の有無は問わないものとする。</p>	地域	自治体名	営業年数のこと	完成工事高のこと	その他の要件	オホーツク	北見市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。		網走市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事に ついては市内業者に限り、工事完成高の有無は問わないものとする。		紋別市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各 営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。		美幌町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。		斜里町				清里町				小清水町				訓子府町				滝上町				西興部村	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいるこ と。	審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完 成工事高を有していること。		雄武町				大空町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算 期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。	経営状況が健全であると認められる者でないこと。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。
地域	自治体名	営業年数のこと	完成工事高のこと	その他の要件																																																																																																										
オホーツク	北見市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。																																																																																																											
	網走市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。																																																																																																											
	紋別市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各 営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。																																																																																																											
	美幌町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。																																																																																																											
	斜里町																																																																																																													
	清里町																																																																																																													
	小清水町																																																																																																													
	訓子府町																																																																																																													
	滝上町																																																																																																													
	西興部村	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいるこ と。	審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完 成工事高を有していること。																																																																																																											
雄武町																																																																																																														
大空町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算 期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。	経営状況が健全であると認められる者でないこと。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。																																																																																																											
地域	自治体名	営業年数のこと	完成工事高のこと	その他の要件																																																																																																										
オホーツク	北見市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。																																																																																																											
	網走市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の通知において、申請する工種の完 成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事に ついては市内業者に限り、工事完成高の有無は問わないものとする。																																																																																																											
	紋別市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各 営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。																																																																																																											
	美幌町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のい ずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。																																																																																																											
	斜里町																																																																																																													
	清里町																																																																																																													
	小清水町																																																																																																													
	訓子府町																																																																																																													
	滝上町																																																																																																													
	西興部村	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいるこ と。	審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完 成工事高を有していること。																																																																																																											
雄武町																																																																																																														
大空町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算 期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。	経営状況が健全であると認められる者でないこと。 ・町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者で ないこと。																																																																																																											

表－2 網走市の文言の修正

新旧対比表

ページ	現行	改定後																																																																																										
P54	<p style="text-align: center;">表－13 随時受付、中間年受付を実施する自治体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>追加受付の種類</th> <th>地域</th> <th>追加受付を行う自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">随時受付</td> <td>石狩・空知</td> <td>深川市</td> </tr> <tr> <td>後志</td> <td>小樽市、余市町、ニセコ町、泊村</td> </tr> <tr> <td>渡島・檜山</td> <td>松前町、木古内町、森町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町</td> </tr> <tr> <td>胆振・日高</td> <td>浦河町、様似町、新ひだか町</td> </tr> <tr> <td>上川</td> <td>旭川市、土別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町</td> </tr> <tr> <td>留萌</td> <td>小平町、羽幌町</td> </tr> <tr> <td>宗谷</td> <td>浜頓別町、中頓別町</td> </tr> <tr> <td>オホーツク</td> <td>北見市、西興部村、雄武町、大空町</td> </tr> <tr> <td>十勝</td> <td>音更町、足寄町</td> </tr> <tr> <td>釧路・根室</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">中間年受付</td> <td>石狩・空知</td> <td>江別市、赤平市、北広島市、新篠津村</td> </tr> <tr> <td>後志</td> <td>蘭越町</td> </tr> <tr> <td>渡島・檜山</td> <td>七飯町、八雲町</td> </tr> <tr> <td>胆振・日高</td> <td>伊達市、白老町、厚真町、<u>新冠町</u>、えりも町</td> </tr> <tr> <td>上川</td> <td>東川町</td> </tr> <tr> <td>留萌</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>宗谷</td> <td>稚内市、枝幸町</td> </tr> <tr> <td>オホーツク</td> <td>網走市、紋別市、美幌町、<u>清里町</u></td> </tr> <tr> <td>十勝</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>釧路・根室</td> <td>釧路町、鶴居村、中標津町、標津町、羅臼町</td> </tr> </tbody> </table>	追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体	随時受付	石狩・空知	深川市	後志	小樽市、余市町、ニセコ町、泊村	渡島・檜山	松前町、木古内町、森町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町	胆振・日高	浦河町、様似町、新ひだか町	上川	旭川市、土別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町	留萌	小平町、羽幌町	宗谷	浜頓別町、中頓別町	オホーツク	北見市、西興部村、雄武町、大空町	十勝	音更町、足寄町	釧路・根室	-	中間年受付	石狩・空知	江別市、赤平市、北広島市、新篠津村	後志	蘭越町	渡島・檜山	七飯町、八雲町	胆振・日高	伊達市、白老町、厚真町、 <u>新冠町</u> 、えりも町	上川	東川町	留萌	-	宗谷	稚内市、枝幸町	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町、 <u>清里町</u>	十勝	-	釧路・根室	釧路町、鶴居村、中標津町、標津町、羅臼町	<p style="text-align: center;">表－13 随時受付、中間年受付を実施する自治体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>追加受付の種類</th> <th>地域</th> <th>追加受付を行う自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">随時受付</td> <td>石狩・空知</td> <td>深川市</td> </tr> <tr> <td>後志</td> <td>小樽市、余市町、ニセコ町、泊村</td> </tr> <tr> <td>渡島・檜山</td> <td>松前町、木古内町、森町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町</td> </tr> <tr> <td>胆振・日高</td> <td>浦河町、様似町、新ひだか町</td> </tr> <tr> <td>上川</td> <td>旭川市、土別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町</td> </tr> <tr> <td>留萌</td> <td>小平町、羽幌町</td> </tr> <tr> <td>宗谷</td> <td>浜頓別町、中頓別町</td> </tr> <tr> <td>オホーツク</td> <td>北見市、西興部村、雄武町、大空町</td> </tr> <tr> <td>十勝</td> <td>音更町、足寄町</td> </tr> <tr> <td>釧路・根室</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">中間年受付</td> <td>石狩・空知</td> <td>江別市、赤平市、北広島市、新篠津村</td> </tr> <tr> <td>後志</td> <td>蘭越町</td> </tr> <tr> <td>渡島・檜山</td> <td>七飯町、八雲町</td> </tr> <tr> <td>胆振・日高</td> <td>伊達市、白老町、厚真町、<u>えりも町</u></td> </tr> <tr> <td>上川</td> <td>東川町</td> </tr> <tr> <td>留萌</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>宗谷</td> <td>稚内市、枝幸町</td> </tr> <tr> <td>オホーツク</td> <td>網走市、紋別市、美幌町</td> </tr> <tr> <td>十勝</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>釧路・根室</td> <td>釧路町、鶴居村、中標津町、標津町、羅臼町</td> </tr> </tbody> </table>	追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体	随時受付	石狩・空知	深川市	後志	小樽市、余市町、ニセコ町、泊村	渡島・檜山	松前町、木古内町、森町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町	胆振・日高	浦河町、様似町、新ひだか町	上川	旭川市、土別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町	留萌	小平町、羽幌町	宗谷	浜頓別町、中頓別町	オホーツク	北見市、西興部村、雄武町、大空町	十勝	音更町、足寄町	釧路・根室	-	中間年受付	石狩・空知	江別市、赤平市、北広島市、新篠津村	後志	蘭越町	渡島・檜山	七飯町、八雲町	胆振・日高	伊達市、白老町、厚真町、 <u>えりも町</u>	上川	東川町	留萌	-	宗谷	稚内市、枝幸町	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町	十勝	-	釧路・根室	釧路町、鶴居村、中標津町、標津町、羅臼町
追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体																																																																																										
随時受付	石狩・空知	深川市																																																																																										
	後志	小樽市、余市町、ニセコ町、泊村																																																																																										
	渡島・檜山	松前町、木古内町、森町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町																																																																																										
	胆振・日高	浦河町、様似町、新ひだか町																																																																																										
	上川	旭川市、土別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町																																																																																										
	留萌	小平町、羽幌町																																																																																										
	宗谷	浜頓別町、中頓別町																																																																																										
	オホーツク	北見市、西興部村、雄武町、大空町																																																																																										
	十勝	音更町、足寄町																																																																																										
	釧路・根室	-																																																																																										
中間年受付	石狩・空知	江別市、赤平市、北広島市、新篠津村																																																																																										
	後志	蘭越町																																																																																										
	渡島・檜山	七飯町、八雲町																																																																																										
	胆振・日高	伊達市、白老町、厚真町、 <u>新冠町</u> 、えりも町																																																																																										
	上川	東川町																																																																																										
	留萌	-																																																																																										
	宗谷	稚内市、枝幸町																																																																																										
	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町、 <u>清里町</u>																																																																																										
	十勝	-																																																																																										
	釧路・根室	釧路町、鶴居村、中標津町、標津町、羅臼町																																																																																										
追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体																																																																																										
随時受付	石狩・空知	深川市																																																																																										
	後志	小樽市、余市町、ニセコ町、泊村																																																																																										
	渡島・檜山	松前町、木古内町、森町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町																																																																																										
	胆振・日高	浦河町、様似町、新ひだか町																																																																																										
	上川	旭川市、土別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町																																																																																										
	留萌	小平町、羽幌町																																																																																										
	宗谷	浜頓別町、中頓別町																																																																																										
	オホーツク	北見市、西興部村、雄武町、大空町																																																																																										
	十勝	音更町、足寄町																																																																																										
	釧路・根室	-																																																																																										
中間年受付	石狩・空知	江別市、赤平市、北広島市、新篠津村																																																																																										
	後志	蘭越町																																																																																										
	渡島・檜山	七飯町、八雲町																																																																																										
	胆振・日高	伊達市、白老町、厚真町、 <u>えりも町</u>																																																																																										
	上川	東川町																																																																																										
	留萌	-																																																																																										
	宗谷	稚内市、枝幸町																																																																																										
	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町																																																																																										
	十勝	-																																																																																										
	釧路・根室	釧路町、鶴居村、中標津町、標津町、羅臼町																																																																																										

表－13 新冠町、清里町の削除